様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2024年　9月　12日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） きやのんふぁいんてっくにすかかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 キヤノンファインテックニスカ株式会社  （ふりがな） くすもと としひこ  （法人の場合）代表者の氏名 楠元　俊彦  住所　〒341-8527  埼玉県三郷市中央一丁目14番地1  法人番号　3030001039412  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2024年　7月　5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | DXへの取り組み＞ビジョン  https://ftn.canon/ja/corporate/dx.html | | 記載内容抜粋 | デジタル技術の進化により日々急速に変化する現代社会において、 当社の長期経営ビジョンである「持続的な成長と社会的価値の創造」に向けた “変革への挑戦”の1つとしてDXに取り組みます。  スマートファクトリーへの挑戦、コミュニケーションツール・AIを用いた業務革新、CAE技術による試作レスでスピーディーな設計変革など、経営基盤の再構築により新規ドメインへのポートフォリオ転換を加速し、財務体質・経営基盤の強化を図ります。  そして、生産労働人口減少といった社会的な変化に適応し、より進化した業務プロセスを創造することで働き方をリデザインし、働く喜びをサポートするとともに、社員とステークホルダーのウェルビーイング実現を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年5月29日経営会議にて審議・社長承認のもと、公表しております。  補足：当社における経営会議とは、社長を議長として取締役および執行役員で構成され、経営に関する重要事項を審議するための機関です。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2024年　7月　5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | DXへの取り組み＞DX戦略  https://ftn.canon/ja/corporate/dx.html | | 記載内容抜粋 | 長期経営ビジョンの実現に向け、会社を構成する５つの業務プロセスの変革をDX戦略により進めています。  ・生産プロセス  生産データの一元管理とトレーサビリティ確立によるスマートファクトリーの実現  ・品質プロセス  市場稼働データの収集・分析と予兆保全による顧客満足度の向上  ・開発プロセス  デジタル・CAE技術活用によるデジタル設計の拡大  ・販売プロセス  販売データ分析の効率化と生産性向上による付加価値の拡大  ・管理プロセス  業務基盤のデジタル化による生産性向上と働きがい・働きやすさの創出  これら５つのプロセスを基に、組織機能強化・事業強化・新規ドメイン創出・製品ポートフォリオ変換を実現し、「ウェルビーイングの実現」「財務体質・経営基盤の強化」を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年5月29日経営会議にて審議・社長承認のもと、公表しております。  補足：当社における経営会議とは、社長を議長として取締役および執行役員で構成され、経営に関する重要事項を審議するための機関です。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DXへの取り組み＞体制、デジタル変革人材育成  https://ftn.canon/ja/corporate/dx.html | | 記載内容抜粋 | 2022年7月に業務改革推進プロジェクトを設立し、組織機能強化・事業強化を牽引しています。また、全社横断の情報セキュリティタスクにより、情報セキュリティ施策を進めています。  また、業務の課題を発見し、デジタル技術を活用して解決できる人材の育成を進めています。  ・変革力を強化するキヤノン人材開発研修の受講  ・IT/DXリテラシー研修やDX推進部門OJTによるデジタル知識と技術の習得  ・高度な専門技術（AI技術など）を習得する研修の受講 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DXへの取り組み＞デジタル環境構築  https://ftn.canon/ja/corporate/dx.html | | 記載内容抜粋 | セキュリティと可用性を兼ね備えたITシステム・デジタル技術活用環境の整備を進めています。  ・スマートファクトリーを実現するIoTネットワーク環境の構築 ・社内外データの格納・分析・活用を実現するデータ分析基盤の構築 ・業務効率を高めるコミュニケーションツールやデジタルツールの導入 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | トップメッセージと経営ビジョン  DXへの取り組み | | 公表日 | 2022年　1月　7日  　　2024年　7月　5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | トップメッセージと経営ビジョン＞経営ビジョン  https://ftn.canon/ja/corporate/greeting.html  DXへの取り組み＞DX戦略  https://ftn.canon/ja/corporate/dx.html | | 記載内容抜粋 | 当社の長期経営ビジョンにて公開している売上及びポートフォリオ転換を指標としています。  長期経営ビジョン2030では「事業の拡大」、「拠点と機能の最適化」をコア戦略として掲げており、DX戦略はその取り組みを強固とするものになります。  DX戦略にて謳っているように生産性・技術力・付加価値の向上を行い、「組織機能強化」による「拠点と機能の最適化」、「事業強化」による「事業の拡大」を図ります。  これにより、新製品を生み出し売上拡大とポートフォリオ転換を実現します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　7月　5日 | | 発信方法 | DXへの取り組み＞メッセージ  https://ftn.canon/ja/corporate/dx.html | | 発信内容 | 当社代表取締役社長のメッセージを公開しています。  「デジタル化が急速に発展する現代において、私たちが社会から求められる価値や直面する課題も加速度的に変化し続けています。この激動する時代において変革を促進するためには、デジタル技術が必要不可欠であると感じています。  DX戦略における各業務プロセスの変革を全社のうねりとすべくDX推進に向けたビジョンを掲げ、組織体制の強化を図るとともにDX認定を申請いたしました。  進化を続ける当社の取り組みにご期待ください。」 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　5月頃　～　2024年　6月頃 | | 実施内容 | DX推進指標による自己診断を実施致しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2017年～毎年実施 | | 実施内容 | 当社では情報セキュリティを重要な経営課題ととらえ、情報セキュリティ規程の基本理念をもとに、キヤノングループ全体で取り組むためのマネジメント体制に準じて「コンプライアンス経営委員会」を設置しています。  主な取り組み  ・コンプライアンス経営委員会への報告体制  ・情報セキュリティルールの遵守  ・キヤノングループ内情報セキュリティ監査の実施  ・情報漏洩対策（アクセス制限、社外持ち出し管理など）  ・情報セキュリティ教育（研修、標的型攻撃メール対応　訓練など） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。